

昭和二十五年三月二十五日提出
質問 第九九号

凍結資産の拂下げに関する再質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年三月二十五日

提出者 伊藤 憲一

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

凍結資産の拂下げに関する再質問主意書

一 制限会社令第二條により日立製作所は、品川区五反田二丁目三百六十五番地、一、一〇六坪余の敷地売却処分方を、昭和二十一年十月二十三日附大蔵大臣宛に土地売却申請書を提出し、昭和二十二年二月十七日附、これが許可を得た。しかるに日立製作所と大澤善次郎（右申請書中の売却先代表者品川区五反田二丁目三百七番地）等は右許可書をたくみに利用して、右土地を大澤善次郎及び左記の無許可人名に売却した。

不許可分譲番地	坪数	月日	登記受付	分譲先氏名
品川区五反田二丁目三百六十五の七	六七、一〇	二三、一〇、一	二三、二、二三	大熊廣和
同 〇八	五〇、〇八	同	同	李義洵
同 〇九	一四九、四六	同	同	藤岡雄吾

備考 東京法務局品川出張所登記簿第壹貳壹号参照

二 日立製作所より譲渡せられた右土地を大澤善次郎は、前記許可申請書の主旨に反して売却処分中であ

る。右申請書によれば、当該土地は東京都再建のため、品川区五反田商店街復興会に拂下売却せられたものであり、用途は商店街建設のためであつたのに、大澤善次郎はこの土地を自分個人で横領し、拂下価格坪三百七十余円のを、五千円から七千円で売却、その代金を収得したばかりでなく、申請書の主旨に反して、非商店街員に左のような処分をなしつつある。

分譲番地	坪数	分譲先氏名	職業	売却単価坪	備考
品川区五反田二丁目三百六十五の七	六七、一〇	大熊 廣和	医者	五、〇〇〇円	所有権売却
同 〇八	五〇、〇八	李 義 洵	無業	六、〇〇〇円	
同 〇九	一四九、四六	藤岡 雄吾	同	前後	
同 〇一二	一〇七、一〇	河野 勝次	ビール屋	七、〇〇〇円	地上権売却
同 〇一	三〇〇、〇〇	東京国際興行株式会社	映画	七、〇〇〇円	地上権売却

その他略

大澤善次郎現在所有坪数約二〇五坪

三 現在品川区五反田においては、去る三月十三日大澤きゆう、弾の町民大会がもたれ、町内には非難の聲が高まり、決議をもつて大澤の不当をならして警察及び大澤に対する反省を迫つたものである。

右の事実により、左の各項につき、政府の見解並びにその処置を明確にされたい。

一 制限会社令第二條に違反していると思うが、政府の見解如何。

二 違反しているとすれば、いかなる処置をとるか。

三 申請書の主旨に反して横領の疑があり、その用途及び理由に相反して処分されている。われわれはこれを取消すのが至当だと考えるが、政府はこれを取り消す意思があるか。

右質問する。